（面接指導の実施方法等）

第六十三条　病院又は診療所の管理者は、面接指導対象医師に対し、次に掲げる事項を確認し、時間外・休日労働時間が一箇月について百時間に達するまでの間に面接指導（法第百八条第一項に規定する面接指導をいう。以下同じ。）を行わなければならない。ただし、特定地域医療提供機関（法第百十三条第一項に規定する特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「特定地域医療提供医師」という。）、連携型特定地域医療提供機関（法第百十八条第一項に規定する連携型特定地域医療提供機関をいう。以下同じ。）から他の病院又は診療所に派遣される医師（同項に規定する派遣に係るものに限る。第百十条において「連携型特定地域医療提供医師」という。）、技能向上集中研修機関（法第百十九条第一項に規定する技能向上集中研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「技能向上集中研修医師」という。）及び特定高度技能研修機関（法第百二十条第一項に規定する特定高度技能研修機関をいう。以下同じ。）において同項に規定する業務に従事する医師（第百十条において「特定高度技能研修医師」という。）以外の面接指導対象医師について、当該確認の結果、疲労の蓄積が認められない場合は、病院又は診療所の管理者は、当該面接指導対象医師に対し、時間外・休日労働時間が一箇月について百時間に達するまでの間に、又は百時間以上となつた後遅滞なく面接指導を行うものとする。

一　当該面接指導対象医師の勤務の状況

二　当該面接指導対象医師の睡眠の状況

三　当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況

四　前二号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

五　面接指導を受ける意思の有無

（面接指導における確認事項）

第六十四条　面接指導実施医師（法第百八条第一項に規定する面接指導実施医師をいう。以下同じ。）は、面接指導を行うに当たつては、面接指導対象医師に対し、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

一　当該面接指導対象医師の勤務の状況

二　当該面接指導対象医師の睡眠の状況

三　当該面接指導対象医師の疲労の蓄積の状況

四　前二号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の心身の状況

（面接指導実施医師の要件）

第六十五条　法第百八条第一項の厚生労働省令で定める面接指導実施医師の要件は、次のとおりとする。

一　面接指導対象医師が勤務する病院又は診療所の管理者でないこと。

二　医師の健康管理を行うのに必要な知識を修得させるための講習を修了していること。

（医師の希望する面接指導実施医師による面接指導の証明）

第六十六条　法第百八条第二項ただし書の書面は、当該面接指導対象医師の受けた面接指導について、次に掲げる事項を記載したものでなければならない。

一　面接指導の実施年月日

二　当該面接指導対象医師の氏名

三　面接指導を行つた面接指導実施医師の氏名

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）